

## 障害のある方への矯正歯科治療

～当センターにおける矯正歯科診療をご紹介します～

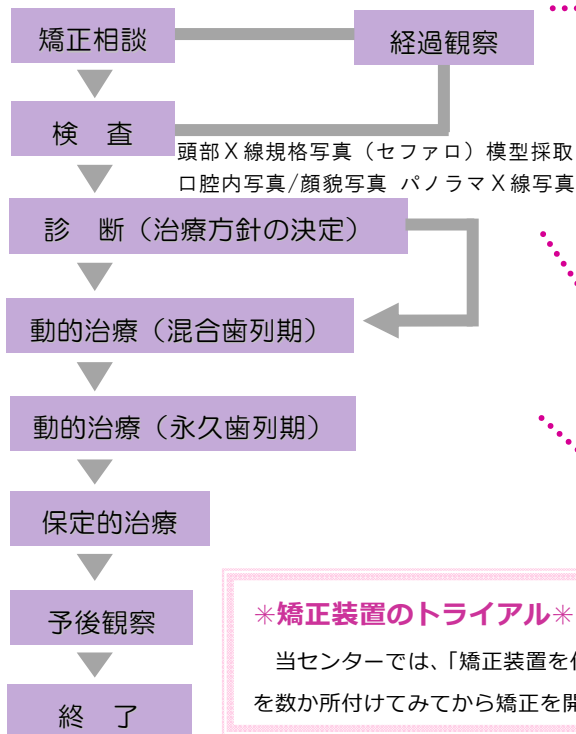
### 1. 障害のある方の矯正歯科診療

矯正歯科治療は、不正咬合を治すことで口腔の機能や審美性を改善するだけでなく、口腔の衛生管理も行いやすくなるメリットがあります。

しかし、障害のある方にとっては、治療期間が長く矯正装置の装着が負担となる場合もあるため、治療を開始するか否か、また、開始する時期を見極めなくてはなりません。



### 2. 当センターにおける矯正歯科診療の流れ



矯正認定医（非常勤）が診査します。口腔内の状態を説明したうえで矯正の必要性、開始時期、大まかな期間、費用、装置や治療方法について説明します。顎変形症等、大学病院と連携をとる場合もあります。患者さんの歯科診療への協力性も考慮します。当センターでは、12, 11, 21, 22、第一大臼歯が萌出したころを矯正相談時期の目安としています。

検査結果をもとに治療方針のご提案を行います。患者さんと相談の上、治療方針を決定します。印象採得ができるか否かが矯正治療の受け入れが可能なかの1つの指標としています。

混合歯列期の治療で終了するケースと永久歯列期の治療へ移行するケース、永久歯列期から開始するケース、があります。

#### \*矯正装置のトライアル\*

当センターでは、「矯正装置を付けていられるか不安」という方には、一定期間お試しでブラケット装置を数か所付けてみてから矯正を開始するか見極めるための「お試し矯正」を行っています。

### 3. 矯正歯科治療が保険診療の適用になる場合とは

矯正歯科治療は一般的には保険適用外ですが、下記の場合に限り保険診療の対象となります。

- ① 「厚生労働大臣が定める疾患」に起因した咬合異常に対する矯正歯科治療
- ② 前歯3歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る）に対する矯正歯科治療
- ③ 顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る）の手術前・手術後の矯正歯科治療

※なお、これら保険適用される矯正歯科治療を行える医療機関は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関のみになります。

## 4.当センターにおける治療例

### Case1 ダウン症候群 主訴「歯並びのガタガタが気になる」

初診時年齢：11歳

治療方針：上顎マルチブラケット装置での動的治療

治療経過：上顎マルチブラケット装置→4年2か月  
インビジブルリテーナー →2年10か月(現在も保定中)



初診

診療開始から4年2か月

#### Episode

矯正治療を行い、介助者磨きが行いやすくなったため、プラークコントロールが向上した。母親も満足されている。

### Case2 知的能力障害を伴う自閉スペクトラム症 主訴「反対咬合」

初診時年齢：9歳

治療方針：上顎舌側弧線装置、マルチブラケット装置(顎間ゴム(Ⅲ級))での動的治療  
パプーズボード®での物的体動コントロールと行動調整法での治療  
泣き声が苦手なため配慮しながら診療を行う

治療経過：上顎舌側弧線装置 →1年  
マルチブラケット装置 →4年4か月  
上顎インビジブルリテーナー →4年10か月(現在も保定中)



初診

診療開始から5年5か月

#### Episode

矯正治療中は頭振りが強かったが、矯正治療の経験を重ねた結果、軽いヘッドコントロールで歯科予防処置を行えるようになった。

※写真は患者の了承を得て掲載しております。

## 5.まとめ

障害のある方は、口腔の衛生管理が困難となる場合が多いため、矯正装置を装着することで歯科疾患のリスクが高まることもあります。矯正歯科治療が、口腔の機能回復・審美性の改善だけでなく、歯科疾患のリスクを軽減しQOL向上につながることを望めるかを見極めることが大切となります。

障害のある方の矯正歯科治療は、当センターにご相談ください。

### 歯科矯正外来日

火・木曜日不定期(月4回)

※令和4年8月現在



都立口腔



東京都立心身障害者口腔保健センター